

## (様式第1号)

## 平成29年度第1回芦屋市社会福祉審議会 会議録

日 時	平成29年11月22日(水) 13:30~15:40																																								
場 所	東館3階大会議室																																								
出席者	<p>会 長 中田 智恵海          委 員 小野セレスタ摩耶, 河盛 重造, 畑中 俊彦, 平野 貞雄          加納 多恵子, 田中 航次, 大嶋 三郎, 佐藤 徳治          欠席委員 佐々木 勝一, 都村 尚子          事務局 福祉部</p> <p>所管課</p> <table> <tr><td>部 長</td><td>寺本 慎児</td></tr> <tr><td>社会福祉課 課 長</td><td>小川 智瑞子</td></tr> <tr><td>〃 主 査</td><td>白須 智子</td></tr> <tr><td>〃 主 事</td><td>村岡 裕樹</td></tr> <tr><td>障害福祉課 課 長</td><td>本間 慶一</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>川口 弥良</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>長谷 啓弘</td></tr> <tr><td>〃 主 査</td><td>吉川 里香</td></tr> <tr><td>高齢介護課 課 長</td><td>篠原 隆志</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>井村 元泰</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>松本 匡史</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>山本 直樹</td></tr> <tr><td>〃 主 査</td><td>小林 明子</td></tr> <tr><td>こども・健康部 部 長</td><td>三井 幸裕</td></tr> <tr><td>子育て推進課 課 長</td><td>廣瀬 香</td></tr> <tr><td>〃 係 長</td><td>池田 聡子</td></tr> </table> <p>関係課</p> <table> <tr><td>福祉部</td><td></td></tr> <tr><td>地域福祉課 課 長</td><td>細井 洋海</td></tr> <tr><td>〃 主 幹</td><td>鳥越 雅也</td></tr> <tr><td>生活援護課 課 長</td><td>宮本 雅代</td></tr> </table>	部 長	寺本 慎児	社会福祉課 課 長	小川 智瑞子	〃 主 査	白須 智子	〃 主 事	村岡 裕樹	障害福祉課 課 長	本間 慶一	〃 係 長	川口 弥良	〃 係 長	長谷 啓弘	〃 主 査	吉川 里香	高齢介護課 課 長	篠原 隆志	〃 係 長	井村 元泰	〃 係 長	松本 匡史	〃 係 長	山本 直樹	〃 主 査	小林 明子	こども・健康部 部 長	三井 幸裕	子育て推進課 課 長	廣瀬 香	〃 係 長	池田 聡子	福祉部		地域福祉課 課 長	細井 洋海	〃 主 幹	鳥越 雅也	生活援護課 課 長	宮本 雅代
部 長	寺本 慎児																																								
社会福祉課 課 長	小川 智瑞子																																								
〃 主 査	白須 智子																																								
〃 主 事	村岡 裕樹																																								
障害福祉課 課 長	本間 慶一																																								
〃 係 長	川口 弥良																																								
〃 係 長	長谷 啓弘																																								
〃 主 査	吉川 里香																																								
高齢介護課 課 長	篠原 隆志																																								
〃 係 長	井村 元泰																																								
〃 係 長	松本 匡史																																								
〃 係 長	山本 直樹																																								
〃 主 査	小林 明子																																								
こども・健康部 部 長	三井 幸裕																																								
子育て推進課 課 長	廣瀬 香																																								
〃 係 長	池田 聡子																																								
福祉部																																									
地域福祉課 課 長	細井 洋海																																								
〃 主 幹	鳥越 雅也																																								
生活援護課 課 長	宮本 雅代																																								
事務局	社会福祉課																																								
会議の公開	■公開																																								
傍聴者数	なし																																								

## 1 会議次第

## (1) 開 会

## (2) 議 事

ア 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(素案)について

イ 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について

(第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画)

ウ その他

## 2 提出資料

資料1 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(素案)

資料2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21【素案】

(第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画)

3 審議経過

(1) 開 会

(会議の成立)開会時点で委員総数11人中9人の出席により成立。

(2) 議 事

ア 芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(素案)について(関係課:障害福祉課 本間より説明)

(中田会長)

ありがとうございました。

何かご質問、ご意見はございますか。では私から。

障がい者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳の所持者は微減だけれども、療育手帳の所持者は微増しているという理解でよろしいですか。芦屋市の人口は減少傾向にあるということから高齢者が増えることによって身体障害者手帳の保持者も増えるということでしょうか。

(関係課:障害福祉課 本間)

割合的には高齢の方は、現在でも手帳所持者のうちの6割ぐらいが65歳以上の方になります。身体障害者手帳の手帳所持者はずっと横ばいで、人口が減ることで割合で推計しますと減っていきます。人口割合と、今現在の所持者数の割合で見えていますので、このような推計をしています。

(河盛委員)

障がいのある高齢の方が市外に転居されているなどの影響はあるのでしょうか。

(関係課:障害福祉課 本間)

動的にはあまり転出入の影響はありません。

(河盛委員)

療育手帳が増えているのはやはり鬱の方などが増えているからとは思っていますが。

(関係課:障害福祉課 本間)

療育手帳所持者は増加傾向です。

(小野委員)

発達障がいの方でも療育手帳か精神障害者保健福祉手帳をとられる方が増えているかと思うのですが、その影響もあるということですか。

(関係課:障害福祉課 本間)

発達障がいの方は療育手帳をとられるケースが多いです。

(小野委員)

人口は減少傾向にあるけれども、療育手帳所持者が増える要因の一つということですか。

か。

(関係課：障害福祉課 本間)

おっしゃるとおりです。

(平野委員)

人口減少傾向でありながら、療育手帳、あるいは精神障害者保健福祉手帳をとられる方が多いというのは、従来であれば、潜在的におられても把握してなかったり、あるいはこういう福祉施策について積極的に自ら手帳取得に気持ちとしてならないなどいろいろな社会的な要因もあったかと思うのですが、潜在的にあったものが顕在化をしてきたという理解なのか。それとも、精神障がいなどで言われる社会のストレスというものが増大してきている中で手帳取得の方が増えているのか。その辺は本市だけが特別なものではないと感じますが、全国的な傾向としてあるということになれば、芦屋市として答えるのは難しいことではあると思いますが、把握しておられる範囲で教えていただけますか。

(関係課：障害福祉課 本間)

おっしゃるように、全国的な傾向として本市も同じような傾向となっているかと思えます。精神障害者保健福祉手帳は、特に、これまで手帳を持たずに、自立支援医療という医療費の助成を受けておられる方も多くいらっしゃいますので、その方たちにも手帳の制度が浸透して申請される方も増えているのではないかと考えています。

また一方で、ストレス社会とよく言われますが、その影響があるのではないかと考えます。個別の障がいのケースなどを見せていただいても、職場でのストレスで発症された例もありますので、両方で増加しているのではと考えられます。

(平野委員)

精神障がいを発症されると、当然それに対応するという事で、施設なりいろいろな施策の整備をしていかなければいけないわけですが、発症されるということになればその原因があるわけなので、社会的にはその原因をいかに抑えていくかということも社会的な課題であり、その上に行政としての課題でもあろうかと思えます。計画全体の中での問題意識というのはどこかに反映されていますか。

(関係課：障害福祉課 本間)

全体的な障がい福祉の理念的な部分は中期計画で策定させていただいていますので、このたびの計画は、障がい福祉サービスの見込み量と基盤整備を中心に策定します。中期計画は6年での計画で、理念的な部分も入れて計画しております。

(加納委員)

社会福祉協議会など、潜在的に隠れていた要支援者の障がい相談を行ってきた結果が充実してきて、人口が減っても障がい者の方の申請件数が増えてきた、それも関係あるのではないですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

お話いただきましたとおり、相談件数は増加しております。

(平野委員)

策定委員会の段階で当事者の団体等も入られて策定されているということで、一定のニーズの反映があると思いますが、計画に反映しきれていない部分もあると思います。今後の検討課題になるというものなど、全部お聞かせいただくわけにはいかないかもしれないけれども、どういうものが課題として残されたと考えているのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

策定委員会の中で出ていた意見では、例えば医療型の事業所が少ない、特に市内の事業所が少ないというご指摘がありました。また、機能訓練で18歳未満のお子さんにはサービスを提供できているのですが、18歳以上になったところで訓練を受けるところが市内や阪神間では少ないという状況のため、整備できないかというご指摘がありました。

(平野委員)

それは、希望としてはあっても、現実の条件が整わない中で仕方なく今度の計画から外されるというものもあるのだろうという理解をしているのですけれども、例えば3障がいの中で精神障がいの方は市内巡回バスの運賃割引制度というのは、これは国の制度ではあるけれども、国がしてくれないならば何とか市としてできないかという声が団体から届いていたと思うのですが、行政側の姿勢として、不可能ではないだろうと思いますが、その辺の議論はどうだったでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

計画策定の中では公共交通運賃の割引については出てきませんでした。障がい団体から要望を受けていますので、それに対し11月末で回答させていただく予定をしております。

(平野委員)

そうですか。それは4月に聞いたのですけれども。

(関係課：障害福祉課 本間)

芦屋障がい団体連合会から毎年ご要望いただいています。市の方針としましては、JRを含めた各交通機関が独自で約款を定め運賃の割引を実施していますので、市としてもそのようにお願いしたいというスタンスでいます。また、市内で循環している阪急バスは広域で走っていますので、阪神間各市広域でお願いに行く計画をしています。

(平野委員)

行政としては市独自で市内巡回バスの運賃割引をするということは難しいですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

市独自では難しいと考えています。

(平野委員)

要望はあって対応はしていただいているという認識をいたしました。

それと、前期のときの実績数値と実際制度利用等に大きな乖離があつて、次の計画でかなり目標値としても上積みしなければならないものが実際あると思うのですけれども、

そういうものを聞いて、施設整備を民間にお願いする部分もあって、それぞれ市として事業展開しているかと思うのですが、なかなかそうもいかない場合に、やり方としては公費で整備するというのがあると思いますし、そういった中でも民間を誘致する誘導策を、施設整備などの場合特にそうだと思うのですけれども、考えるというのが通常はあり得ると思うのですが、その辺は、例えばこの施策でこういう誘導策等考えているというのがあるのでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

高浜町の社会福祉複合施設はその典型かと思います。

そちらに地域生活支援拠点という形で障がいのある方が地域で過ごしやすくするための機能を持たせるものです。阪神間は特に、グループホーム、ショートステイなどの施設が不足していますので、民間にお願いをして整備をしています。その支援として、施設建設に当たって、国・県の補助があるので、申請手続に協力をしてできるだけ事業所の負担が減るような形にさせていただいております。

(平野委員)

次のすこやか長寿プランの施設整備という点では同じ課題があると思いますが、以前は施設を誘致するに当たって、その用地については無償貸与など積極的な対応策がとられてきたと思います。もちろん土地も限りがある話なので、どこまでそれができるのだというものがあつたとしても、芦屋の場合は市有地というのがあるので当面無償貸与できるような積極的な対応策がとられてもいいような気がします。

(関係課：障害福祉課 本間)

高浜の場合も、月75万という賃料を抑えた形で提案しています。

また、メンタルサポートセンターが先日、浜町事業所の開所式をし、そちらにもグループホームを建てられる予定をしていますので、施設整備という面では少しずつ進んでいると考えています。

(小野委員)

子ども関係のことで幾つか質問があるのですけれども、放課後等デイサービスのことで、62ページに「質的な向上の推進に努めます」ということが書いてあるのですが、放課後等デイは全国的に問題になっているかと思いますが、何か具体的な質の向上ということで、現時点で考えておられることがあるのかというのが1点。

それから、68ページの任意事業の見込量のところなのですが、生活訓練等事業というところで、利用者が増えているので見込量もふえているのですが、現時点で待機があつた上でのこの見込量なのか、皆さん必要があつて利用したい方はスムーズに利用できるのかといったこと、この2点をまずお伺いしたい。

(関係課：子育て推進課 廣瀬)

放課後等デイサービスにつきましては、全国的に利用量がすごく増えてきています。国が毎月23日までという通知を出しています。芦屋市ではお一人お一人の計画を見せて

いただき、実際その子にどれだけのものが必要かという所を見た上で、それぞれの適切な利用を認めています。

質の向上の面ですが、放課後等デイサービスにつきましては県の認可になっていますので、監査指導も県になっています。ただ、給付は市でしている関係や相談窓口、申請窓口がありますので、何かしら市民の方から御意見があれば、また、直接県のほうに御意見が入る場合も含め県と一緒に事業所へ出向いたりして指導をしています。

(関係課：障害福祉課 本間)

生活訓練等事業ですが、一度利用されると継続して利用する方が非常に多くなりまして、現在のところ少し待機が出ている状態です。ただ、利用希望の方に少しお待ちいただくこととなりますが、なるべく順番がうまく回るように、工夫をしながら皆さんのニーズに応えるような形で取り組みをさせていただいております。

(小野委員)

やはり同じ障がいがある方でも誰かが利用していると聞くと私もということ、利用したい方が増えていく傾向にあります。それにどれだけ応えていくかというのはすごく難しいと思ったので質問させていただきました。

(河盛委員)

児童発達支援センターを30年度末までに建てるという書いてあるのですがけれども、これは西宮市にあるこども未来センターのようなものを考えていいのか、どの程度のレベルのものを建てるつもりなのでしょうか。

(関係課：子育て推進課 廣瀬)

児童発達支援センターは、おっしゃるとおり西宮市にもあり、阪神間では、市立や民間のものがあります。センターの役割といいますのが、今あります児童発達支援事業所がゼロ歳から就学前までの子どもを対象とし、先ほどお話しさせていただいた放課後等デイサービスが就学後の子どもを対象としている事業であります。児童発達支援センターについては、就学前までの子どもを対象としますので、児童発達支援事業所と同じ機能に、保育所等への訪問指導や地域での相談などを設けたものとなります。

芦屋市では、30年度に高浜町で開設をしていくにあたり、今西宮市でされているのと同じ機能を持っていただくかどうかというのは、芦屋市の子どもへの支援体制を考えながら法人と検討していきたいと考えています。

(河盛委員)

西宮市のセンターは医師が配置されていますよね。

(関係課：子育て推進課 廣瀬)

囑託になると思われますが、西宮市は医療型の児童発達支援センターで、高浜町のほうは福祉型という形になりますので、ずっと配置されているというわけではございません。

(河盛委員)

診断などはしないですか。

(関係課：子育て推進課 廣瀬)

今後もう少し詰めていくことになりますが、診断はしないのではないかと考えています。

(田中委員)

話を戻すようで恐縮ですが、7ページに法律の概要ということで四角の中に記載されているところ、これを読んでいて、要はどの点が大きく変わって、どの点に例えば力を入れられないといけなくなったのかというのが読み取れないので、その辺、法の改正の機能を少し説明していただけますか。

(関係課：障害福祉課 本間)

第4章で成果目標の設定のところにつながる部分があります。44ページ、今施設に入っておられる方に住み慣れた地域に帰っていただく、7ページにございます自立生活援助や自立していくためには経済的にも支援をしていかなければならないということで、就労定着支援などの部分が成果目標の1番、2番となります。

(田中委員)

その数値目標は変わるのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうです。なるべく施設から地域に戻っていただいて、その地域に戻っていただくためにも、46ページの地域生活支援拠点等の整備ということで、こちらで障がいのある方が地域で過ごしやすく、安心して過ごせるような整備を行いましょうということにつながっていく部分であります。

(中田会長)

今の答えでよろしいですか。

でも、例えば44ページに基準時点の施設入所者数というのは、今67名あるけれども、32年度までには64人にするということですね。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうです。

(中田会長)

3人だけですか。5%ですね。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうですね。現在施設に入っている方が比較的重度の方が多いため、精神科病院に担当者が行き、面談等をして、この方だったら地域に戻れるだろうという方を一人一人丁寧に見ていっています。しかしながら、なかなか難しい状態で、3人といっても、多くの時間と労力が要るのではないかと考えています。

(中田会長)

一時期退院されたとしても、またすぐ戻るということがあるわけですね。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうです。地域で生活できるように基盤を整備するという事で、地域生活支援拠点の整備、グループホームの整備など社会基盤をきちんと整備をしないと、会長がおっしゃるように、地域に戻られたが、すぐに施設に戻ってしまうということがないように今回の計画を策定しています。

(河盛委員)

この人数というのは、芦屋市にある施設に入っている人の人数なのか、芦屋市に住民票を置かれている人の人数なのかそのあたりはどうなっているのでしょうか。

(関係課：障害福祉課 本間)

芦屋市の住民の方の人数です。

市民が、グループホーム、ショートステイ、入所施設も、必ずしも市内の施設を利用されているわけではありませんので、遠方になると四国や九州などの施設も利用されます。多くは阪神間の施設に行っておられる方が多いのですが、地元に戻れるような計画を考えております。

(河盛委員)

遠方に行かれていることも含めて全て把握されているのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

施設の福祉サービス費は芦屋市で払っており、施設と連携をとりながら、定期的にモニタリングや計画相談を見直したりしますので、把握しております。

(中田会長)

45ページの一番上の32年度末までに保険、医療、福祉関係者による協議の場の設置とありますが、これが地域生活支援拠点等整備数の中に入るのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

地域生活支援拠点等整備数は該当しません。

45ページの分につきましては、精神障がいのある方についてのケアの構築となっておりますので、ここにつきましては、なるべく施設なり病院なりから地域に戻れるような方策を立てるための協議の場を設けるといことになっています。これは自立支援協議会などの協議の場を設けたいと考えております。

(中田会長)

いろいろな領域の方たちが共有して情報を確保しておくということですね。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうです。会長がおっしゃったように、社会へ戻っていただくには様々な関係機関との調整をしなければなりませんので、協議する場を設けるものです。

(中田会長)

この協議の場には当事者や福祉関係者、保険、医療、福祉関係者は入らないのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

具体的に誰をメンバーにするかというのはこれから協議させていただくことになりま

す。

(中田会長)

でも、当事者抜きでいろいろなことを決めるのはどうかと思いますが。

(関係課：障害福祉課 本間)

関係団体の方々も入っていただくことになっています。

(中田会長)

ぜひお願いしたいと思います。

(平野委員)

すこやか長寿プランでも出てくる言葉で、障がい者の中にもあるので聞いておこうと思うのですが、71ページの、共生社会との関連で「我が事・丸ごと」ということがあります。これはすこやか長寿プランでも明記がなかったし、障害福祉計画でもなかった言葉ですが、これは国のほうの施策で使われているのですか。

(関係課：障害福祉課 本間)

そうです。

(平野委員)

つかみどころのない言葉で後に用語解説で理解しましたが、もう少し芦屋らしいキャッチコピーがあってもいいのではないかという気がしたのですけれども、どうですか。国が使っているから使われているということですか。

(中田会長)

そうですね。国が使っていますから。

(平野委員)

ここ二、三年で出た言葉ですよ。

(関係課：障害福祉課 本間)

3ページに芦屋市障害福祉計画、芦屋市障害児福祉計画の計画体系図を図示していますが、福祉関係、高齢も障がいも、その上に芦屋市地域福祉計画という、大きな計画があり、「我が事・丸ごと」はその中心的なテーマの一つでもあります。高齢も障がいも、支援者が、人手がどんどん足らなくなっているの、地域のことは支援される側だけではなく、支援する側にもなって、地域一体となって支えていこうという、そんな考え方です。

(平野委員)

わかりました。

(中田会長)

よろしいですか。

イ 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（素案）について

（第8次芦屋市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画）について（関係課：高

齢介護課 篠原より説明)

(中田会長)

ありがとうございました。

(小野委員)

6 ページの図, 他計画との関係ですが, この長寿プランと上の子どもの関係の計画だけリンクしていないと思いますが, 実際計画の中身を見ても「トライやる・ウィーク」, それからシルバー人材でお世話になっていることなど, そういった事業というのは未来応援プランのほうには掲載されていないのですか。もしされているのであれば, リンクしないと整合性がどうなのかなと思います。

(関係課: 子育て推進課 廣瀬)

子育て未来応援プラン「あしや」のほうは就学前の子どもを中心にしています。

(小野委員)

放課後等デイや, 学童保育事業などは載っていたかと思います。

他市だと, 「トライやる・ウィーク」なども全部載っているのも, もし載っているのだったら, 全てがリンクしているほうが一体感があると思います。

(関係課: 高齢介護課 篠原)

検討いたします。

(中田会長)

私もこの図で, 障害福祉計画と障害児福祉計画の図では, 芦屋市地域福祉計画というのは上にきており, 芦屋市創生総合戦略というのが左側に来ているので, この地域福祉計画というのがこちらへずれたのでしょうか。

総合福祉計画の下に地域福祉計画があって, この図から言えば, 障がい者の福祉計画が左側に来て, 子育て, 子どものほうが右側に来て, すこやか長寿プランがこの下できちんと重なるようにすれば, こちらの図と整合性があると思います。この図は地域福祉計画のほうから何もクレームは出なかったのですか。

(関係課: 高齢介護課 篠原)

こちらの計画につきましては, 具体的に地域福祉計画の審議会等には, 実際に見て頂いてないのですけれども, 委員御指摘のとおり, 地域共生社会ということを考えますと, 子ども, 障がい者の方々, 高齢者も含めて取り組みをやっていく必要がありますので, こちらの修正等をしていきたいと思います。

(中田会長)

よろしくお願いします。

(平野委員)

107 ページ居場所の新設数とありますが, 先ほど御説明がありました居場所づくりというのは新規なのですか。

(関係課: 高齢介護課 篠原)

いえ。これは地域福祉課のほうで通いの場づくり事業という形でも実施していきまして、今年度から実施している状況でございますので、新規という形では記載していません。今年度、既に4カ所実施しています。

(平野委員)

どういうところを居場所に設定しているのですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

現在の居場所としましては、その方の御自宅等を開放して居場所として提供していただいている方も多いうように聞いています。

(平野委員)

集会所がない地域などで集会所や、老人憩いの場を作ってほしいということが会議であったので、個人のお宅以外の場所も考えてほしい。個人のお宅ならどうしても負担がかかってしまうと思います。

30年度までの見通しをご説明いただけますか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

市民の方の居場所づくりということですが、行政としましては、具体的に生きがいデイサービスということで社会福祉協議会等が中心となって、介護予防の体操や歌など、趣味活動のサービスを提供していただいております。

具体的に申し上げますと、121ページの計画になるのですが、こちらの表の3つ目に高齢者生きがい活動支援通所事業ということで記載しています。ご覧のとおり、社会福祉協議会が力を入れて取り組んでおり、27年度から28年度にかけて利用者の方も4,815人まで伸びています。老人福祉会館や、市内の各集会所や潮見ゆうゆう倶楽部等で毎週1回であったり、月に2回、それぞれ生きがいデイサービスを実施していただいておりますのでそういった部分と並行しながら、さらに市民の方も自ら居場所を作っていただいて、気軽に、より近いところで、誰もが参加できるような事業を実施していけたらと考えております。

(平野委員)

計画年度は3カ年、平成30年度に1カ所で、31年度にはさらに10カ所という意味での10ですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

そうです。年に10カ所です。

(平野委員)

個人のお宅だけでは整備は難しいと思いますし、社会福祉協議会で行っている施設も今後限界がくると思うので、行政が積極的に関わって、あるいは行政がしっかりと設けていくという方向性が要ると思いますがどうお考えですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

具体的に行政が直接居場所を作ってとは考えていませんけれども、やはり実際に事業と

して生きがいデイサービスや、そういった居場所を地域で作られたいという方々に支援していきたいと考えており、窓口にも4月から地域福祉課のほうにご相談に来ていただいています。実際に家を見に行き一緒にいろいろな相談に乗っている状況です。そういった形で関わることで、行政としても居場所を作っていきたいと考えています。

(平野委員)

場所というよりは空間という概念のほうがマッチするのかなという気はします。個人のお宅というの、やはり個人のご負担が伴うことだし、継続的となればおのずと限界があります。居場所づくりというのはとてもいい施策だと思うので、やはり公的な責任を伴う対応が要るのではないかと思います。もう二、三年のうちに30カ所ということになりますが、それが絵に描いた餅にならないように、目標値達成のために、無理に頼んでいくということにならないようにしてもらいたいです。

(関係課：高齢介護課 篠原)

市では通いの場づくり事業という助成を行っていますので、助成の中で具体的にお話を聞いて、丁寧に説明して実施していくという形をとりたいと考えております。週1回以上の開催で年間5万円、月2回以上の開催で年間2万5,000円の補助として、この4月から実施をしている状況です。

(中田会長)

ありがとうございました。

そのように細かく一つ一つのサービスを見ていくと、たくさんあると思いますが、せっかくここに加納委員がおられますので、社会福祉協議会やハートフル福祉公社との連携、役割分担などどのようにされていますか。社会福祉協議会として困られることはないですか。

(加納委員)

今説明して下さったとおり、すごく行政からもいろいろ応援して下さいますので、社会福祉協議会といたしましたら、居場所づくりなのですが、認知症予防も、それから介護予防も兼ねて居場所づくりと捉えています。認知症のほうのサイドからもしなさいと言われるし、介護予防的なものもしなさいと、地域において「あなた認知症、認知症予防しましょう」などという動きが民生委員や福祉推進委員ではできません。ただ、居場所づくりだったらできます。それを生きがいデイサービスとして、さわやか体操やコーラス、趣味の会などいろいろな単位、コミスク単位、集会所単位で芦屋市全体を10ブロックに分けている状況です。年間20というのは各ブロックで1つは増やしていきましようということで10という数字が目標として出ているので、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の福祉推進委員が中心となって、当番を決めていろいろなメニューを考えて、その地域のニーズに合わせて行っております。それにはコミスクやPTAも入っている地域もありますし、赤ちゃんのサークルのようなことをしながらスタイづくりをして、そこで地域の連携、活性化のためにしています。

(中田会長)

様々な団体が一緒になって連携しているということですね。

(平野委員)

より安定して、継続できればいいなと思います。

(加納委員)

これは安定しています。そして、場所、集会所でも行政のほうからも確保してくださいますので、週1回というのは月4回、必ずしないと助成金はいただけませんので、みんな一生懸命回数も守ってやっています。その会場の確保も前もって行政のほうが予約をしてくださいますので、その点も安心して継続できる場もあります。

(中田会長)

スムーズに連携ができていますね。

(平野委員)

どのように働きかけをして、どういう案内をしているのですか。

(加納委員)

働きかけは地区福祉委員会というのがありまして、市内で10のブロックがあり、そこで民生委員と福祉推進委員が一緒になって、両輪となって地域福祉の担い手という形をとっています。そこでの話し合いは、リーダーによってモチベーションがすごく上がる場所もあるし、リーダーがしんどいと言っていると、重荷になるし盛り上がりません。

(平野委員)

対象になる方への案内というのは広報に載っていましたか。

(田中委員)

それは民生委員や福祉推進委員の日ごろの活動の中での顔見知りの方への案内をしています。チラシをお宅まで持って行く等を行い参加者を募っています。

今の話のほかにも、高齢者のつどいという名前で年3回くらい社会福祉協議会から支援もいただいております。

(加納委員)

そうですね。配分金もいただいております。

(田中委員)

食事会のようなものを行っています。それもブロックごとで参加人数も違うのでしょうけれども、50人や100人近い方が集まってお食事会です。クリスマス会や、春はお花見会と名前を変えてやっているのですけれども、そんなのも一種の居場所づくりにはなってくると思います。

(加納委員)

そこへ福祉の様々な施策の情報を提供して、地域包括支援センターの方が説明に来ます。この間は新しく今年度からできた総合事業の説明なども地域包括支援センターの職員が来て説明をするなど、できるだけ高齢者のつどいだったら高齢者の問題の情報を提供するような場にしています。お弁当だけではありませんが、高齢者はどうしてもお弁当があったら

集まりやすく喜ばれるものです。

(田中委員)

警察から来ていただいて特殊詐欺の話をしてもらったりしています。

(平野委員)

いろいろな機会に直接お声かけいただくと、やはり参加しようかなという気になるもので非常に大事だと思いますので、そういうこととあわせて、単なるお声かけも100%徹底してというわけにはなかなかいかないと思いますので、広く知らせるというのも一方であればと思いますので、広報の活用などもお願いします。

(関係課：高齢介護課 篠原)

そうですね。今年度は広報臨時号で、9月1日号には掲載していますけれども、もう少し具体的にいろいろな形で広報できるよう考えていきたいと思っています。

(平野委員)

それは載っているのですね。

(関係課：高齢介護課 篠原)

広報9月1日発行の臨時号は、今回介護予防などに特化した形で、そういった居場所の生きがいデイサービスやひとり一役活動、さわやか教室を中心に掲載していきまして、今年度はその部分だけですので、より伝わるように周知は考えたいと思います。

(平野委員)

お願いしたいと思っています。

156ページのところの介護予防サービスの目標値、予防給付のところ、これまでの計画で推計値と実績値に大きな開きがあるところをもう一度御説明をいただきたいと思うのですが、156ページの下の方である介護予防認知症対応型通所介護、これは例えば経年度、平成29年度では今の計画上は169という見込みだったものが実績で58という予測をされているのですね。それで、その下の介護予防小規模多機能居宅介護は36というのが推計値だったのですけれども、実績値は96が見込まれているということで、多い・少ないが少し逆転していますが、この関係性があるのかも含めてその辺をお話しいただけますでしょうか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

予防給付の人数につきましては、ひと月利用しますと1人という形の計算なので、1人、2人の方が利用されることで大分数字が変わってくるような状況になっています。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型の通所介護につきましても、要介護1以上の方が非常に利用が多いです。けれども、156ページの記載は介護予防給付ですので、要支援の方につきましても一定、小規模多機能のほうについては利用が伸びてきているという状況を示しています。一方、認知症対応型通所介護につきましては、やはり要支援などの方が軽度のと看から認知症の方ばかりが集まるような通所介護ではないほうを希望される方が多かつたりもしまして、実績として少なくなっているという状況です。

(平野委員)

上と下とが関係あるわけではないのですね。

(関係課：高齢介護課 篠原)

そうですね。関係性という見分けではないです。

(平野委員)

当然実績にあわせて今後3年間の数値は出しているということですね。

(関係課：高齢介護課 篠原)

そうです。

(平野委員)

157ページ, 下のほうに地域密着型介護老人福祉施設, 特別養護老人ホームですね。向こう3カ年で, 整備が不足している数ぐらいですか。500ぐらいプラスということになるのですよね。

(関係課：高齢介護課 篠原)

そうですね。155ページをご覧ください。一番下の段ですけれども, 地域密着型の介護老人福祉施設, これは29床以下の施設ですが, 潮見地区で新規に1ということで挙げさせていただいています。150ページになるのですが, 地域密着型とは違う広域型, いわゆる, 29床を超える特別養護老人ホームについても一定数の計画推計値を見込んでいる状況です。具体的に申し上げますと, エルホームさんがショートステイを特別養護老人ホームのほうに転換されたり, この3年間は地域密着型だけの整備しか検討していませんでしたが, 今後, そういった広域型の大きな特別養護老人ホームの整備について御相談があったときにもきっちりと対応できるように推計値を見込んでいるという状況です。これは12で割っていただいた部分が実際の利用者数になっていますので, およそ80床程度見込んでおるとい状況です。

(平野委員)

建物への補助ですけれども, 以前に比べれば下がっているのですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

従来型の個室のようなものに対しての補助がなくなっていますが, ユニット型というものだったり, 多床室への補助というのは一定の要件で整備されているような状況ではあります。

(平野委員)

先ほども言ったように500人ほどの特別養護老人ホームの待機があるということを考えれば, 来てくれる事業者は歓迎というだけではなく, 歓迎の実態がきちんと伴って, 例えば用地確保を行うということを以前はやっていたわけです。そういう手立てが要ると思います。どこも不足しているわけですから, やはり条件のいいところに事業者も開設することになると思います。その辺何か要るのではないかと思います。どうですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

今までは、募集については市のホームページ等で募集をしてきたのですが、芦屋市内で地域密着型の特別養護老人ホームについては手が挙がっていない状況がありまして、今年度9月から兵庫県などいろいろなところのホームページにも掲載するという事実しているような状況です。特別養護老人ホームを待機されている方というのは一定いらっしゃいますので、整備については進めていかなければならないと考えています。市の土地がどこまでというところはこの場でなかなか申し上げられないのですが、できる限り事業者の方が御相談に来られるときに、今回は地域密着型だけではなくて広域型も含めて様々な形で相談に乗れたらということで、推計値も含めて、前期の計画よりは多く推計値を見込ませていただいています。

(平野委員)

見込み倒れにならないようにお願いします。それと一番確実なのは、市立の特別養護老人ホームを建てるとのことだと思のですが、それとはなからそのつもりはないのでしょうか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

市立の特別養護老人ホーム建設については、現状ではそのつもりはございません。

(平野委員)

1つは159,160ページのところなのですが、保険料はどうしても負担感が大きいです。それで2015年から一般会計から繰り入れて保険料負担軽減ということも公でないところで話をされていましたが、国も認めるという方向が出たと思うのですが、この計算式の中にはそのような考え方が入っているのですか。

(関係課：高齢介護課 篠原)

国の低所得者減免は見込んだ部分で保険料を計算しています。今、芦屋市の保険料については14段階に分かれており、第一段階の方につきましては消費税などが上がった部分で低所得者の軽減等実施されていますが、それは引き続きされるということを見込んで計算をしまして、保険料につきましては5,500円から5,700円ということで記載しております。本市につきましては先ほど御説明させていただいたように認定率が鈍化しているということと、実際給付費等についてもそれほど伸びていないということで、保険料の伸びは一定抑えられると思っています。

(平野委員)

160ページの数値を見て、そういう見通しかなとは思いましたが、それは財政的な市の関わりというよりも、先ほど御説明があったような高齢者の方が介護予防等で介護給付の対象にならないことで、この保険料で済んでいるのもあると思うのですが、先ほどおっしゃった低所得の方の保険料負担軽減というのは国も制度として持っているわけですが、そうではなくてそれぞれの自治体ごとに任意、保険料軽減のために市費から投入するという、そのところがこの図式の中にあるのかなと思いますが、それはいいですね。

(関係課：高齢介護課 篠原)

それは考えていません。

(平野委員)

88ページと89ページのところで、基本理念の基本目標のところがありまして、共生社会ということでは個性や多様性を重視する、尊重するという考え方が定着しつつあるというのが、そういうことをお互いに認め合うという社会がそうだと思うのですけれども、ここで理念のところや、それから基本目標の2などでは、見方が少し違っただけで逆転するような考え方もあるかなと思います。そうならないような、行政としての立ち位置というのをはっきりさせる必要があるかなと思っています。例えばお互いが助け合う、主体的に関わる、それからこれは前期計画からありますけれども、防犯・防災対策などを主体的に進めるなど、この「主体」というのは高齢者も含めて関わるという意味なのかなと思います。防犯・防災はかなり限定的な活動なのですね。関わらない人もたくさんいるわけです。関わりたくないという人もいるし、関わろうと思って関われないという人もいるし、そういう人たちを認めながら、しかし、いざとなったときお互い助け合いますよということでなければいけないと思うのです。そういうことを主体的に、防犯・防災など主体的に進める、あるいは日ごろから助ける側に回っているということが前提にあって、いざとなったら助けましょうという、本来のありようが倒錯してしまったようにならないようにしないといけないかなと思っています。地域や社会が包容力を持った形になる必要があるのではないかなと思います。何かそういうものをもう少し押し出せないかなと。個性やその人の生き方、どのような生き方であろうと生きていること自体意義があるのだと。それをお互い認め合おうというものがもう少し醸し出せないかなという気はしたのです。「いや、それはもうここに入っています」というものがあるのだったらご説明いただけたらと思うのですけれども。

(関係課：高齢介護課 篠原)

地域共生社会などは「我が事・丸ごと」のところをおっしゃっていただいているのかなと思うのですが、実際「我が事・丸ごと」といえば、地域の住民の方や地域のいろいろな主体の方が我が事として全ての事象を捉えて地域の中で参画しているということと、丸ごとというのは人と人とが世代を超えてつながることなので、それは何も市民の方だけではなくて、行政もそういった制度や運用などの縦割りを超えて、丸ごと、いわゆる障がいのある方も高齢の方も子どもも含めて地域で支えていき、そこに行政ももちろん一緒にかかわっていくわけですので、そういった意味合いで今回地域共生社会、「我が事・丸ごと」という形で入れさせていただいています。

(中田会長)

わかりました。

(平野委員)

「我が事・丸ごと」と言っているのではないのです。今の御説明で十分として受けとめますけれども、例えば89ページの基本目標の2にある「高齢者自身が地域社会における役

割を見出し」とあります。それを、役割を見出してその役割を果たさないといざとなったとき助けてもらえないなど、そういうことではないと思うのです。だからあまりそういう方向を強調するのではなくて、高齢者の方は長い間社会に貢献してこられて、それで今生きておられること自体に意味があるということをもっと押し出さなければいけないと思います。

例えば認知症、若くても認知症になられる方はおられますけれども、認知症の方は肯定感がないでしょう。「あなたもっと頑張りなさい」「あなたもっと社会の中で役割持ちなさい」ということではなくて、「あなたが生きていること、あなたの人生そのものが全部肯定されるのですよ」という考え方にしなかったら、駄目なのです。やはり長い間人生を生きてこられたという高齢者の方に対する敬意をしないと、親子関係はなかなか難しいです。

(中田会長)

今の御意見は高齢者だけに限らず障がい者にも当てはまることですので、地域共生社会というのは本当にお互いに存在を認め合っていかなければならないということですね。

(平野委員)

この考えをもう少し出せないかなと私は思うのです。ぜひこれからのことを考えていただきたいです。

(中田会長)

ありがとうございました。

でも、貴重な御意見だったと思いますので。どこかに脈打っているものとして、どちらの計画の中に織り込まれていけば、なお一層いいかと思います。

ありがとうございました。

(事務局：社会福祉課 小川)

いろいろな御意見ありがとうございました。

事務局のほうから今後の予定につきましてご説明させていただきます。ご審議いただきました、今回の芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画並びに第8次芦屋すこやか長寿プラン21の今後のスケジュールにつきましては、12月議会の民生・文教常任委員会で御報告をさせていただきます。そして、12月中旬からパブリックコメントを実施いたしまして、1月下旬から2月上旬にかけて策定委員会、課長級によります幹事会、市長を本部長とします本部会のほうで議論をします。その後、第2回の社会福祉審議会を2月14日の水曜日、午後1時半から開催させていただく予定にしています。ここで御審議をいただいた後に2月に開催されます議会にて最終案を報告させていただく予定となっています。委員の皆様へはまた改めて次回開催のご案内をさせていただきますので、今後ともよろしくお願いをします。事務局からは以上です。

(中田会長)

ありがとうございました。これで閉会します。